

広島市高校生長期留学生委託業務仕様書

1 業務名

広島市高校生長期留学生委託業務（第十八次派遣第1年次）

2 目的

次代を担う高校生が、海外留学を通じて、コミュニケーション能力を高めるとともに、幅広い視野を持ち、国際的感覚を磨き、グローバル社会の中で主体的に生き抜く力を身に付けることを目的として、派遣業務を実施する。

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 業務委託内容

広島市高校生長期留学生のうち第十八次派遣3名（以下「派遣生」という。）に係る以下の業務を行う。

- (1) 派遣生の選考に係る業務を適正に実施すること。
- (2) 派遣生及び保護者対象の出発前オリエンテーションを実施すること。
- (3) 派遣生及び保護者に対して、必要なカウンセリングを実施すること。
- (4) 派遣生の受入家庭及び受け入れ先の学校を適切に選定すること。
- (5) 関係者間の緊急連絡体制の整備を行うこと。
- (6) 広島市高校生長期留学の推進に関する必要な情報を委託者に提供すること。
- (7) 広島市教育委員会担当者からの問い合わせに常時対応できる体制を整えること。
- (8) その他、本業務が適切に実施されるために必要なこと。

5 打合せ

業務の実施にあたって、受託者は委託者と綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等について相互に確認する。

6 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたっては、関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。

7 再委託

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

8 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取扱・管理に十分留意すること。

9 契約変更

委託者は、次の各号に掲げる場合は、業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
- (2) 派遣生が予定人数（3名）に達しなかった場合（派遣生の人数に応じて契約金額等の変更を行う）
- (3) 委託期間の変更を行う場合
- (4) 委託者と受託者が協議し、業務等施行上必要があると認められる場合
- (5) その他委託者又と受託者との協議で決定された事項

10 疑義等

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に明記されていない事項については、委託者、受託者協議の上、これを定める。